

(案)

「(仮称)北九州市犯罪被害者等支援条例」骨子案 に対する意見の募集について

北九州市では、犯罪被害者等への支援に関し、「(仮称)北九州市犯罪被害者等支援条例」を制定に向けて検討しており、このたび、条例の骨子案を取りまとめました。

つきましては、この条例の骨子案について、市民の皆様からのご意見を募集します。

※いただいたご意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

1 意見募集期間

令和7年10月15日(水)から令和7年11月11日(火)まで

2 閲覧・配布場所

- ・総務市民局 安全・安心推進課(市役所本庁舎2階)
- ・総務市民局 広聴課(市役所本庁舎1階)
- ・各区役所総務企画課 ・各区役所出張所
- ・北九州市ホームページ(www.city.kitakyushu.lg.jp)

3 意見の提出方法

住所・氏名・ご意見をご記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メール

電子メール・アドレス(sou-anshin@city.kitakyushu.lg.jp)

(2) 郵送

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市 総務市民局 安全・安心推進課あて

(3) ファクシミリ

FAX 093-582-3889
北九州市 総務市民局 安全・安心推進課あて

(4) 指定場所への持参

- ・総務市民局 安全・安心推進課(市役所本庁舎2階)
- ・総務市民局 広聴課(市役所本庁舎1階)
- ・各区役所総務企画課

4 意見提出書様式

様式は自由です。 ※裏面の様式を参考にしてください。

5 問い合わせ先

北九州市 総務市民局 安全・安心推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL 093-582-2911 FAX 093-582-3889

電子メール・アドレス(sou-anshin@city.kitakyushu.lg.jp)

「（仮称）北九州市犯罪被害者等支援条例」骨子案への意見提出用紙

- 住所、氏名をお書きください。
- 日本語でお書きください。
- 用紙が不足する場合は、様式は問いませんので、ご自分でご用意ください。
- いただいたご意見は、住所、氏名を除き、公表されることがあります。
- いただいたご意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

住所（所在地）
氏名（団体、法人名）
ご意見